

6月1日は人権擁護委員の日です

特設人権相談所開設

●人権擁護委員ってこんな人・・・

人権擁護委員は、地域住民の中から、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある人を市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱しています。

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵害されないように、さまざまな人権啓発活動を行っています。もし、人権侵害があった場合には相談に応じたり、場合によっては適切な措置を講ずることによって人権救済をはかるなど、人権思想の普及高揚に努めています。



人権イメージキャラクター
人KENももも



人KENもももちゃん

●相談をするには・・・

相談員は、人権擁護委員です。

相談は無料で、秘密は堅く守られます。

予約の必要はありません。お気軽にご相談下さい。

●相談例

- ☆家族関係（結婚、夫婦、親子、離婚、相続、扶養など）
 - ☆近隣関係（もめごと、境界、騒音、悪臭など）
 - ☆子どもや高齢者関係（虐待、不登校、いじめ、体罰など）
 - ☆借地借家、登記、セクハラ、ストーカー、DV、その他 など
- どんなことでも、まずは相談してみてください。

※ お住まいの地域にかかわらず、どの会場でも相談可能です。

市町名	場 所	日 時（令和7年）
花巻市	①花巻市役所本庁	6月 13日（金）
	②各総合支所（大迫・石鳥谷・東和）	10:00～12:00
	③盛岡地方法務局花巻支局	13:00～15:00※①③のみ
北上市	北上市役所 4階相談室 （北上市芳町）	6月 2日（月） 10:00～12:00 13:00～15:00
遠野市	遠野市役所本庁舎相談室A （遠野市中央通り）	6月 2日（月） 10:00～12:00 13:00～15:00
西和賀町	悠々館 （西和賀町川尻）	6月 5日（木） 13:30～15:30

盛岡地方法務局花巻支局では、上記のほか

土日・祝祭日を除く平日8時30分～17時15分まで相談をお受けしております。

お問い合わせ先

花巻人権擁護委員協議会／盛岡地方法務局花巻支局

花巻市不動町1丁目1-1 TEL 0198-24-8311